

令和 5 年 6 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 6 月 3 0 日

長野県安曇野市農業委員会

令和5年6月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和5年6月30日

○会議の日時 令和5年6月30日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（22名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
10番	長崎要君	11番	山田太一君
12番	海川信義君	14番	中村洋子君
15番	丸山隆也君	16番	川上辰昇君
17番	請地康仁君	18番	笠原哲雄君
19番	降幡修二君	20番	浅川増行君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

○欠席委員（2名）

9番	平川邦夫君	13番	藤原光弘君
----	-------	-----	-------

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局員	岡田央樹君
事務局員	二村絢美君	事務局員	沖和義君

○議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議 事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

- (4) 議案第4号 農地法第5条許可申請審議
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
 - 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉 会
-

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 皆さん、こんにちは。今年は梅雨らしい梅雨で、降ったりとても暑い日があったりということで体調管理には大変苦労しているところでございます。

それでは、ただいまから安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日は大変ご苦労さまでございます。

さて、今も会長代理のほうからお話がありましたように天候が不順でございます。雨が降ったり、そうかと言って天気になれば、温度が30度を超えるとか、非常に不安定な陽気でございますので、どうか体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

さて、安曇野では今小麦の刈り取りがほぼ終わりました。そして小麦のできがちょっと心配されたわけでございますが、4月の凍霜害の影響がなかったみたいで、正直ほっとしております。昨日ラジオで言っていました。4月の凍霜害の影響がどんどん積み重なってきて、現在長野県で被害総額37億3,700万ということだそうです。えらい増えたものだなというふうに思うわけでございます。これからさらに収穫に向かって被害が多くなるような感じがするわけでございます。被害に遭われた農家の皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今月の22、23日に大町市で19市農業委員会協議会の通常総会が開催されたわけでございます。私と局長と2人で参加をさせていただきました。そこで各市の農業委員会の問題点といえますか、困っている点を話し合ったわけでございますが、三つご紹介させていただきます。

まず、1点目は、今年の4月から施行されました下限面積要件の廃止でございます。これは今までの面積要件ですと、安曇野市の場合は大体5反歩くらいないと土地を取得できないという基準だったわけでございますが、これがゼロでも取得できるようになったということです。それでこの中で一番懸念されているのが利益のために農地の転売をしてやる、いわゆ

る不正な形で農地を取得するというのが一番懸念されているわけでございます。それと、たくさんの農地を今までやったことがない人が買って、果たして農業が継続できるかどうか、そこら辺が心配で対応に追われているというのがございました。安曇野市の場合は、新規就農者の方が来られたときには営農計画書だとか、そんなものを見せてもらって、そしてさらに話を詳しく聞かせてもらって対応していくというふうに聞きました。

それと2点目は、農地のパトロール、ここで遊休農地が黄色になっているわけですが、黄色の農地の遊休農地と再生困難な農地の判断が非常に難しい、そういうことでございました。確かに我々農業委員等の判断によるので、これは非常に難しいと思ったけれども、安曇野市の場合は農業委員、推進委員、それと担当者、この3名で最終的には決定していくわけでございます。

あと3点目は、地域計画の策定、これについて各市の農業委員会でどのような形で遊休農地対策が打てるか、こういうことでございます。おおむねスケジュールが決まって、各農業委員会でそれに従って徐々に作業を進めている、そういう状況でございます。

安曇野市の場合は、先月、農政のほうから全体スケジュールが示されまして、それでこれから意向調査に入っていくわけです。それで意向調査が終わって、今度は農閑期に入った時点で、各地で認定農業者を交えて地域の話合いをする、そういう計画になっております。やはり認定農業者の方々は地域計画というものをよく理解されていない、そういう感じがするわけですね。それで安曇野市の農政の方についてもそこら辺のところを周知徹底されたかと聞くと、いや、それは分からないというような、そういう返事でございますので、どうか農閑期までに周知徹底をしていただきたい、そんなふうにと考えるとございまして。

19市については大体そんなところでしょうか。あと二、三点ありますけれども、主立ったところはそんなところです。

明日から7月でございます。間もなく梅雨も明けると思います。そうすると日中の温度も30度を超えて非常に暑くなります。どうか熱中症にならないように水分補給を十分にして、乗り越えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集表紙裏をご覧ください。

2番、矢淵一良委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に、前回と同様に6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても前回同様となりますので、よろしく願いをいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が22名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、13番、藤原光弘委員、9番、平川邦夫委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

4番、岡山きみ子委員、5番、田口博之委員の2名をお願いをいたします。

なお、本日の出席委員は22名ですので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により12名の賛成をもって許可といたします。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長(中島完二君) それでは、本日の日程に従いまして議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(宮沢英昭君) 説明に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。

本日お配りした次第の次のページのとおり訂正をお願いします。

4ページ、申請番号2番、転用事由の訂正でございます。

7ページ、申請番号71番、受人の氏名の訂正でございます。

9ページ、申請番号77番、面積の訂正でございます。

10ページ、申請番号80番、筆数の訂正でございます。

22ページ、整理番号93番、利用権の設定をする者の地区の訂正でございます。

それでは、説明に入ります。

議案集の1ページをお願いします。

申請番号25番です。申請地は■、地目は田、面積が507㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が1万6,056㎡です。

申請番号25番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号6番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号25番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 6番、井口でございます。

申請番号25番について説明をいたします。

場所は、■がございまして、そこから南へ約500mのところの一つの集落があります。その中の一角となります。

申請事由は、渡人は、申請地を今まで貸していたことと自身の経営面積には影響がないため、申請地を譲ることにした。

受人は、今まで借りていたことと自宅に隣接しているため、申請地を取得して引き続き農業を行いたい。

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、26番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号26番です。

申請地は■、地目は田、面積が1,059㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が3万1,987.3㎡です。

申請番号26番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、他の耕作地につきましても問題がないことが確認されております。

委員番号23番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号26番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号26番についてご説明申し上げます。

申請地は、■より南へ約300mの地点でございます。

申請事由につきまして、渡人は受人へ貸していたこともあり、申し出を受けて申請地を譲

ることとした。また、受人は、所有地を公共用施設として手放した。これは■の土地でございます。家庭菜園程度の農地が欲しいために自宅に隣接する申請地を取得したい。

ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、27番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号27番です。

申請地は■、地目は田、面積が計5,314㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が8,143㎡です。

申請番号27番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

また、■地域委員会で申請地は適正に耕作されており、問題がないことが確認されております。

委員番号16番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号27番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○16番（川上辰昇君） 16番、川上です。

申請番号27番についてご説明を申し上げます。

申請地は■から南東に約600mに位置します。

申請事由につきましては、渡人は高齢で農業が難しいため、今後の土地利用を考え、娘に贈与したい。受人はこれまで使用貸借権を設定して申請地を耕作していたが、将来のことを考えて、贈与してもらうこととした。

以上であります。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 2ページをお願いします。申請番号16番です。

申請地は■、地目は畑、面積が計429㎡、申請内容は仮設道路及び作業ヤードです。
立地基準等、許可要件に照らし合わせて特に問題がないと判断したものでございます。
委員番号10番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号16番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

申請番号16番についてご説明します。

場所ですが、■北側に約800m行きますと■がございます。それを右へ曲がって約200m、施設がありますが、その道の北側になります。

転用事由でございます。申請人は、住宅の解体のため、申請地を仮設道路及び作業ヤードとして一時的に活用したい。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、17番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号17番です。

申請地は■、地目は畑、面積が計160㎡で、申請内容は住宅敷地・庭です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号21番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号17番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号17番についてご説明いたします。

申請場所は■の東約400mの場所となります。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、18番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号18番です。

申請地は■、地目は畑、面積が計334㎡で、申請内容は住宅敷地・庭です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号18番の転用事由等について説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号18番について、事務局から説明いたします。

申請地は■から北西へ約350mに位置します。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、19番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号19番です。

申請地は■、地目は畑、面積が110㎡です。申請内容は住宅敷地・道路・庭です。立地基

準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号6番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号19番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 6番、井口です。

申請番号19番についてご説明を申し上げます。

場所は■の北に位置しています。

転用事由が、申請人は相続で取得した際に違反転用が判明し、申請地を今後も住宅の出入口として利用したいことから、農地転用追認申請を行いたい。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、20番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 3ページをお願いします。申請番号20番です。

申請地は■、地目は田、面積が計70㎡で、申請内容は駐車場です。

立地基準等、許可要件に照らして、特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号11番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号20番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号20番についてご説明申し上げます。

まず、申請地についてですが、■の南東約200mの農地になります。

転用事由ですが、申請人は、申請地を共同住宅の駐車場として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 4ページをご覧ください。申請番号2番です。

申請地は■、地目は畑、面積が170㎡です。

転用許可内容は■、住宅で許可になったものです。

委員番号23番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 事務局から説明がありましたが、続いて申請番号2番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号2番についてご説明申し上げます。

申請場所は、■がございしますが、■に入ってきて、■というところがございしますが、それから1kmほど北へ行きますと■というところがございします。そのちょうど中間地点を西へ200mのところでございます。

転用事由につきまして、渡人は申請地に別荘を建設する予定でしたが、身内の不幸もあり建設を断念したことから、申請者を受人に変更したい。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第4号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 5ページをご覧ください。申請番号63番です。

申請地は■、地目は田、面積が270㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号15番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号63番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号63番について説明いたします。

場所は■から南西に約200mのところに位置します。

受人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、現在のアパートに近い申請地に住宅を建築したい。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員より説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、64番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号64番です。

申請地は■、地目は田、面積が計397㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号15番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号64番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号64番について説明いたします。

申請場所は■から南へ100mほどのところになります。

転用事由でございますけれども、借人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、実家に近い申請地に住宅を建築したい。

審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、65番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(宮沢英昭君) 申請番号65番です。

申請地は■、地目は田、面積が計674㎡で、申請内容は建売住宅2棟です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号15番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号65番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番(丸山隆也君) 15番、丸山です。

申請番号65番について説明いたします。

場所は■から東に100m、そこから南に200mほどのところに位置します。

転用事由でございすけれども、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売をしたい。

審議、よろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、66番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(宮沢英昭君) 申請番号66番です。

申請地は■、地目は田、面積が400㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号21番、図面番号7番です。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号66番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番(渡辺正幸君) 21番、渡辺です。

申請番号66番についてご説明いたします。

申請場所は■■■にあります■■■の北東約200mの位置となります。

転用事由ですが、受人は現在県外に居住しているが、仕事の都合で安曇野市に移住したいため、申請地に住宅を建築したい。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ。

○5番（田口博之君） 5番、田口です。

大したことではないですけれども、地目のところが田になっていますが、計のところで畑になっています。お願いします。

○事務局（岡田央樹君） 事務局よりご説明させていただきます。

この4月から、農業委員会サポートシステムのほうの運用を開始したということで、先月案件から議案集の様式が変わりました。それでシステムの中で登記地目と現況地目という地目のコードを2つ持っていて、この議案のところでは現況地目を筆数カウントするような形になっております。

なので、例えばですけれども、先ほど計画変更の4ページのところで、計画変更のところを見ていただくと、現況地目が雑種地というふうになっておるものですから、その下の合計欄に関しては田ということで1筆になっております。また、これより先の案件等にもなりますけれども、若干、登記地目が田であっても、現況地目が畑というようなことで、実際現地へ行きますと畑の様相を呈しているというようなところについては、そういったものを畑として筆数カウントしているというような形になっております。

説明のほうは以上になります。

○5番（田口博之君） ありがとうございます。

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、67番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 6ページをお願いいたします。申請番号67番です。

申請地は■■■、地目は田、面積が計4,355㎡で、申請内容は建売住宅10棟です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号21番、図面番号8番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号67番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号67番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■■■■より西へ約400m、近くには■■■■がございまして、その■■■■の南に位置する場所となります。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございしますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、68番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号68番です。

申請地は■■■■、地目は田、面積が399㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号9番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、説明がありましたが、続いて申請番号68番の転用事由等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号68番について、事務局から説明いたします。

申請地は■■■■から東へ約100mに位置します。

転用事由ですが、借人は、現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に隣接している申請地に住宅を建築したい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございしますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、申請番号69番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 7ページをお願いします。申請番号69番です。

申請地は■、地目は田、面積が計7,831㎡で、申請内容は砂利採取・一時転用でございます。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号24番、図面番号10番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、説明がありましたが、続いて申請番号69番の転用事由について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号69番について、事務局から説明いたします。

申請地は■から北東へ約400mに位置します。

転用事由ですが、借人は、河川から骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け、砂利採取を行いたい。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、70番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号70番です。

申請地は■、地目は畑及び田、面積が計1,301㎡で、申請内容は建売住宅4棟です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号24番、図面番号11番です。

審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、説明がありましたが、続いて申請番号70番の転用事由等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 申請番号70番について、事務局から説明いたします。

申請地は■から西へ約300mに位置します。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、71番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号71番です。

申請地は■、地目は田、面積が計1,103㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号5番、図面番号5番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありました、続いて申請番号71番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 5番、田口です。

申請番号71番についてご説明いたします。

申請場所ですが、■があります。■からさらに北西のほうへ1km行ったところに申請場所がございます。

転用事由でございますが、受人は海外から帰国し、自然環境がよい申請地に住宅を建築し、移住したい。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、72番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 8ページをお願いします。申請番号72番です。

申請地は■、地目は田、面積が447㎡で、申請内容は建売住宅2棟です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号12番、図面番号6番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号72番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○12番（海川信義君） 12番、海川です。

申請番号72番についてご説明します。

場所は、■があります。そこを北に500m行ったらところの左側に10mほど入ったところですよ。

転用事由です。受人は、駅や商業施設に近く、住環境によい申請地を転用し、建売住宅として販売したい。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、73番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号73番です。

申請地は■、地目は畑及び田、面積が計177㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものでございます。

委員番号12番、図面番号7番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号73番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○12番（海川信義君） 12番、海川です。

申請番号73番についてご説明します。

場所は■があるんですけども、■があります。そこを西のほうに行くと■にあります。そこを南へ350m行ったらところの左側に入ったところですよ。

転用事由について説明します。受人は、実家の土地の一部を利用して住宅を建てたい。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、74番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号74番です。

申請地は■、地目は畑、面積が282㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可内容に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号20番、図面番号8番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号74番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番（浅川増行君） 20番、浅川でございます。

申請番号74番につきまして、ご説明申し上げます。

当該地は、■を北へおよそ100m行ったところを西へおよそ80m入った北側の角地でございます。

転用事由は、受入は駅や商業施設が近く、住環境のよい申請地に住宅を建築したい。ここにつきましては用途地域の指定したところになっております。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、75番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号75番です。

申請地は■、地目は畑、面積が170㎡で、申請内容は住宅です。

立地基準等、許可要件に照らし合わせて特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号23番、図面番号4番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号75番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号75番についてご説明を申し上げます。

先ほどの申請番号2番と同じところですが、■■を西へ200mの地点でございます。
転用事由につきまして、受人は隣接する土地と一体として申請地に住宅を建設したい。以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、76番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 9ページをお願いします。申請番号76番です。

申請地は■■、地目は畑、面積が980㎡で、申請内容は駐車場です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号23番、図面番号9番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号76番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号76番についてご説明申し上げます。

申請地は、■■がでございますが、■■、約300m南へ向かった道沿いの三角の農地としては大変難しいような土地でございます。

転用事由でございますが、借人は申請地を農地転用し、区民が利用できる駐車場として整備をしたいということでございます。区民というのは、■■のことでございまして、今回これに当たりまして■■は地縁団体という資格を取りましたので、このような申請ができたということでございます。以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、77番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号77番です。

申請地は■、地目は田、面積が計1,238㎡で、申請内容は鉄塔・送電施設建設工事用地の一時転用です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号23番、図面番号10番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号77番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○23番（佐原悦司君） 23番、佐原でございます。

申請番号77番についてご説明申し上げます。

申請地につきましては、■を北へ行きますと、■でございましたが、その近辺でございます。

転用事由ですが、借人は申請地を一時転用し、鉄塔及び送電線の新設工事を行いたい。この会社が電力の供給不足によって施設内に鉄塔を立てたいということで、その周辺の鉄塔の配線を工事しながらこの会社のほうへ電力を送るということでございます。以上、ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、78番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 10ページをお願いいたします。申請番号78番です。

申請地は■、地目は田、面積が165㎡で、申請内容は倉庫です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号11番、図面番号3番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号78番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号78番についてご説明申し上げます。

まず、申請地についてですが、■から北東に約1km、住宅地の中の農地になります。

転用事由ですが、受人は個人事業主として建築工事を行っており、業務で使用する機械や資材を保管するための倉庫を建築したい。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、79番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号79番です。

申請地は■、地目は田、面積が1,518㎡で、申請内容は貸駐車場です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、説明がありましたが、続いて申請番号79番の転用事由について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（二村絢美君） 申請番号79番について、事務局から説明いたします。

申請地は■から東へ約70mに位置します。

転用事由ですが、受人は自身が代表を務める会社において、車両保管及び展示スペースが不足するため、取得し、会社へ貸し付けたい。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、80番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号80番です。

申請地は■、地目は田及び用悪水路、これは昔、水路のつけ替えがあったと思われ、現在では田となっているためでございます。面積が計1,890㎡で、申請内容は建売住宅5棟です。立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号2番、図面番号2番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号80番の担当地

区委員の説明をお願いいたします。

○2番（矢淵一良君） 2番、矢淵です。

申請番号80番についてご説明いたします。

場所は、■がありますが、それを北のほうへ、■があります。その道を挟んだ西側に位置します。

転用事由ですが、受人は、申請地は利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、81番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 申請番号81番です。

申請地は■、地目は畑、面積が31㎡で、申請内容は住宅敷地です。

立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断をしたものでございます。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて申請番号81番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

申請番号81番について説明をいたします。

申請地でありますけれども、■がございますが、■の南側に隣接するところでございます。

転用事由でございます。申請人は住宅を購入いたしました。が、農地である隣接地を住宅用地として使用していたことが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)

○議長(中島完二君) 次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議(所有権移転)について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画(所有権移転)の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(宮沢英昭君) 11ページをお願いします。

安曇野市長から、農用地利用集積計画の所有権移転について決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号1番です。

権利の移転をする土地は、■■■、地目は田、面積は982㎡、支払い期限、引き渡し時期ともに令和5年7月20日、法律関係は売買です。

整理番号2番です。

権利の移転する土地は、■■■、地目は田、面積は計6,025㎡、支払い期限、引き渡しの時期ともに令和5年7月10日、法律関係は売買です。

12ページをお願いします。整理番号3番です。

権利の移転をする土地は、■■■、地目は田、面積は2,897㎡、目的は水稻、支払い期限、引き渡しの時期ともに令和5年7月18日、法律関係は売買です。

整理番号4番です。

権利の移転をする土地は、■■■、地目は畑、面積は2,328㎡、目的はブドウ、支払い期限、引き渡しの時期ともに令和5年7月18日、法律関係は売買です。

以上4件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えておりますので、審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画を決定いたします。

議案第 6 号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第 6 号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 13ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は、令和 5 年 6 月30日です。

設定件数は、総数で56件、24万9,406㎡、そのうち田が39件、18万5,393㎡、畑が17件、6万4,013㎡です。新規分につきましては総数38件、17万1,941㎡、そのうち田が26件、13万3,106㎡、畑が12件、3万8,835㎡です。

期間別設定面積につきましては、1年から15年6か月までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりでございます。

設定筆数は総計で142筆、田が106筆、畑が36筆です。

耕作者は36人、所有者が53人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、14から18ページでございます。

19から23ページは、農地中間管理事業の一括方式分でございます。

また、24から25ページは、利用権の権利移転の内容となっております。全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事を終了いたします。長時間による慎重審議、ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。本日の総会の日程がすべて終了いたしました。

それでは、閉会のことばを塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田義久君） 令和5年6月、安曇野市農業委員会定例総会を閉会します。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 2時51分 閉会